

近世大坂の物流を支えた川船運送

—その職域と機能をふりかえる—

尾崎 安啓

1. 近世大坂市中の川船

大坂の海の玄関口である川口の「湊標」より内側、市中川・堀等の水路による貨物の運送は、上荷船（うわにぶね）と茶船（ちゃぶね）が特権的に担当していた。また、川口からの荷の他、兵庫・西宮・神戸・岸和田からの船荷もこれらの小船に積み替えられて市中の浜々に輸送された。

その他にも剣先船や土船・砂船・屋形船・柏原船・勧進小船等があったことがわかっている。 表 1：大坂川船一覧表を参照。

（1）上荷船の概要 表 1：大坂川船一覧表、表 2：川船の働場と御役船を参照

上荷船は、江戸・大坂で見られ、江戸では「瀬取船」とも言われ、沿岸碇泊中の大型船から積荷を上荷船・茶船に積み替え浜まで運送していた。長さは、30 尺(8)寸 (9.3m)、梁（横）は、6 尺 (1.82m)、2 0 石積みで加子（水夫）2 人乗船と定められていた。

働場（職域）は、大坂川筋海表や兵庫・西宮・尼崎・堺・岸和田・大和川・泉州・谷川とされるが、剣先船等と重複しないよう定められていた。

（2）茶船の概要

茶船は、同じく江戸や大坂で見られ、長さ 26 尺 5 寸 (7.95m)、梁 5 尺 6 寸 (1.7m)、1 0 石積みで加子 1 人が乗り込んでいた。

働場（職域）は、上荷船と同じ。

（3）上荷船・茶船のルール

「七村上荷九百式拾艘船主判形御仕置一件 条々」 ○「川船惣数並御仕置一件写」より

- ・運賃そのほか万事御制札の旨に違背する者は死罪牢舎又は過料。
- ・川口で破損船があれば早々に上荷船を出し荷物を取り上げること。
- ・流れた荷物は船頭が取り上げず、伝法・三軒家・難波の年寄屋敷前に預け置くこと。木津新田・福島も同じ。
- ・沈んだ荷物、浮いていた荷物を吟味し御制札の通り行うべし。
- ・荷物を盗み取った者は死罪又は過料、家ごとに 100 文ずつ出すべし。
- ・夜中に上荷船を借りて悪事を働いた場合は、貸した船主も同罪。
- ・上荷船舟を借り、正規の運賃より高くとるようなことは曲事である。
- ・火事の際は荷物を船で運び出し、火事が鎮火したら荷主の指図により届けること。
- ・水尾木（みをぎ）より内側は川之内であること。

慶安元年六月

（4）上荷船・茶船の運賃

表 3：上荷船・茶船運賃一覧を参照。

安治川口一洲より大坂中の船着までの運賃が最も高く米一斗一升となっているが、上荷船は 2 0 石積なので、積み荷の 0. 5 5 % の運賃となる。勿論これは積み荷が米で運賃も米という前提であるが。

また、大坂中から堺へは銀三匁、尼崎へは銀二匁と高額になっている。

2. 上荷船・茶船の御役船

大坂市中での川船運送において独占的な地位を占めた上荷船・茶船は、荷物を運送して運賃を稼ぐ一方で、「御役船」と称する「公役」を担っていた。上荷船・茶船はそれぞれ上之口組・川筋組・堀々組・安治川組・木津川組という組組織単位で使役されていたようで、各組に惣代がいた。

＜御役船の事例＞

- ・嘉永 7 年（1854）9 月のロシア船大坂碇泊への対応の際に使役された。史料 2 を参照。
- ・嘉永 7 年（1854）11 月の大地震・大津浪への対応の際に使役された。史料 3 を参照。

他に

- ・安政 4 年（1857）老中脇坂安宅（やすおり）両川口巡見の際の役船。
- ・安政 6 年（1859）江戸から届いた天保銭を上荷船が瀬取。天保銭 338 万枚を鵬翔丸が江戸から運び、それを上荷船 3 4 艘に積み替えて為替三井店・嶋田店へ運んだ。天保銭は容器一個に 2000 枚ずつ入れたものが 1690 個あり、これを 5 0 個ずつ船に積み替えて運んだ。これは「公用」か否か判断しづらいが念のために紹介する。
- ・慶応 2 年（1866）徳川家茂（14 代）薨去につき軍艦で遺骸を搬送する際に荷物等を搬送。
- ・慶応 3 年（1867）徳川慶喜が京都より大坂へ下った際の役船使役。